

2023年 6月 8日

鳥取労働局長
平川 雅浩 様

全国労働組合総連合中国ブロック協議会
議 長 神部 泰
広島市東区光町 2-9-24-205 広島県労連内
Tel:082-262-1550

鳥取県労働組合総連合
議 長 田中 暁
鳥取市末広温泉町211 誠ビル3階
Tel:0857-21-3171

最低賃金の大幅引上げと全国一律最低賃金制実現を求める要請

日本の最低賃金は、2022年の改定では、最高の東京都が1,072円、最低の10県は853円と219円もの格差があります。本県の最低賃金854円とは218円の開きがあり、月額128,100円(月150時間)にしかなりません。歴史的な物価高騰のもと、この額ではまともな生活はできず、長時間労働か、より賃金の高い地方で働からざるをえません。また、150時間をフルに働くことが保証されない場合はさらに生活が困窮することとなります。

全労連と地方組織が取り組んでいる「最低生計費試算調査」によれば、1人の若い労働者が自立して人間らしく暮らすには、全国どこでも月額24万円、時給1,500円以上(月150時間)が必要であり、都市部と地方との差はほとんどないことを明らかにしてきました。私たちは、労働者の所得を底上げし、地域経済をあたため、人口減少に歯止めをかける確かな道として、最低賃金法を改正し、誰もが人間らしい暮らしができる全国一律最低賃金制度の創設を求めるとともに、最低賃金「1,500円以上」を求めています。

あわせて、地方の経済を支える主役である中小企業・小規模事業者が最低賃金の引き上げに対応できる特別な支援策と財政措置が求められています。公正取引ルールの確立や社会保険料の減免のほか、原材料費の高騰が続くなかで諸経費が価格に適正に反映される仕組みなどの整備を求めます。

■ 要 請 項 目 ■

- 1、最低賃金を引き上げ、地域間格差を解消すること。
- 2、すべての働く人に人間らしい生活を保障し、格差を是正するために、最低賃金法を改正し、生計費原則にもとづく全国一律最低賃金制を実現すること。
- 3、最低賃金の引き上げに対応した中小企業・小規模事業者支援策の拡大、充実を講じ、企業間取引で下請業者いじめをさせない公正取引のルールの確立に向けた指導を徹底するよう、国や県、関係機関に求めていること。
- 4、労働局が実施している「業務改善助成金」について、県の活用状況(対象企業数、活用企業件数、金額)と政府の予算に対する執行状況を示すこと。
- 5、地方最低賃金審議会の労働側委員の選任に当たっては公正な任命につとめ、推薦された候補者、選任の方法、基準、結果を一般公開すること。
- 6、地方最低賃金審議会開催にあたって以下についての状況を示していただき改善を行うこと。
 - ①会議議事録についてのホームページ公開状況を示していただくと共にすべてを公開いただくこと。

以 上